

平成二十年三月六日提出
質問第一五〇号

ねんきん特別便に係る年金記録入念照会等に関する質問主意書

提出者
山井和則

ねんきん特別便に係る年金記録入念照会等に関する質問主意書

一 ねんきん特別便に「訂正なし」と回答した方のうち、その方の記録である可能性が高いと考えられる方（本人の基礎年金番号と、それに結び付く可能性のある記録との間に重複がなく、かつ、結び付く可能性のある方が他にいない方）について平成二〇年一月二五日より開始した、電話及び個別訪問による入念照会（以下、入念照会）の状況についてお尋ねする。

① 入念照会を行った一万七一〇三人（平成二〇年二月一五日現在）のうち、電話で照会を行った方は何人か、また個別訪問によって照会を行った方は何人か。

② 入念照会を行った方のうち、一〇四（電話番号案内）によって電話番号調べを行ったのは何人か。そのうち電話番号を確認できた方は何人か。また確認できなかった方は何人か。

③ 一万七一〇三人の方に入念照会を行う間、個別訪問によって記録を訂正した事例は何件か、また記録の訂正に至らなかった事例は何件か。さらに、本人に会えずに照会が行えなかった事例は何件か。

④ 優先的に入念照会している、可能性の高い人々以外の「訂正なし」ハガキの人々に対し、電話や個別訪問による調査を行うのか。また、「ねんきん特別便」に「未回答」の方に対しても、訂正のある方が

多く含まれていると推測されるが、それらの方にはどのような対応を行うのか。

⑤ 入念照会は一月二五日より開始したということであるが、現在までに一日平均何人の方に確認がとれているのか。また、今のペースでは、「訂正なし」ハガキに関する入念照会はいつまでかかるのか。時期についてお教えいただきたい。

⑥ 「訂正なし」ハガキに関する現場からの報告では、電話による確認が何件で戸別訪問による確認が何件といった具合に具体的な内訳についても報告されているのか。「訂正なし」ハガキについての入念照会はどこで行っているのか。社会保険事務所か、社会保険業務センターか。

二 基礎年金番号の記録と未統合記録が結び付く可能性がある者が当該本人以外にいない一対一対応の記録（以下、一対一対応記録）については、「ねんきん特別便」を郵送するに当たって国民年金の市町村名や厚生年金の事業所名などを印刷してお送りすべきとの提案に対して、二月一九日付の答弁書六六号で「そのプログラム開発等を行う場合、それに要する具体的な作業量が明らかではないため、お尋ねの準備を要する期間についてお答えすることは困難」と答えている。

しかしながら舛添厚生労働大臣は二月一八日の衆議院予算委員会で「あと四か月、五か月プログラムを

組まないと個別の印字ができません」と答弁している。

① 「あと四か月、五か月かかる」と試算した職員に試算を指示した際、どのような指示で試算をさせたのか。

② この試算は、「ねんきん特別便」にどのような印字をするプログラミングを開発するという前提での試算か。

三 「ねんきん特別便」は三月のいつ頃送付し終わるのか。時期について具体的にお教えいただきたい。

四 消えた年金問題について、政府は昨年七月五日、政府・与党の基本方針を決め、当時の安倍総理は、「この問題は、政府・与党の責任において、必ず早期に解決し、最後のお一人までチェックして正しい年金をきちんとお支払いいたします」と述べている。

① では、「ねんきん特別便」に「訂正なし」と回答された方すべてに対しても電話及び戸別訪問によって直接確認するべきであると考えますが、どのようにお考えか。

② 「早期に解決」の「早期」とはいつ頃か。また「解決」とは具体的にどのようなことを「解決」と言うのか。

五 社会保険事務所における年金相談についてお尋ねする。

① 現在、社会保険事務所では年金相談者が殺到し、二時間以上の待ち時間の事務所も多く、四時間、五時間待ちという事務所も存在するという。これはあまりに長くないか。待ち時間について、どれくらいの時間までなら妥当と考えるか。また長い待ち時間の解消のためにどのような対策を講じているか。

② 「ねんきん特別便」を一〇〇〇万人に送付すれば、相談者数もさらに増加すると考えられるが、待ち時間はどの程度延びる見込みか。

③ 社会保険事務所では年金相談者に対してどのような対応を行っているのか。社会保険事務所だけでなく、すべての年金相談者に対応することは可能か。また、年金相談の事業を社会保険労務士に依頼することがあると聞くが、具体的にどのような形の協力を依頼するのか。

六 社会保険庁が一月三十一日に作成した『「ねんきん特別便」相談窓口・電話対応Q&A』の巻末には「【参考】世の中の動き」としてその当時の流行語が載っている。

① 中には「同情するなら金をくれ」、「懲りない面々」、「なめんなよ」といった流行語も掲載されているが、このような言葉は、年金相談者の感情を逆撫でするものだと思われるが、不適切だと考えな

かったのか。

② 今後もこのマニュアルを訂正することなく使用し続けるのか。

七 ねんきん特別便について最新の状況をお尋ねする。

① 今まで送付したのは何通か。

② そのうち、「訂正あり」の回答があったのは何件か。更にそのうち、年金記録の統合に既につながったのは、何件か。

八 ねんきん特別便の中で、再裁定にまで至った事例はあるのか。ないとすればいつ頃最初の事例が出るか。また、今電話及び戸別訪問で年金記録が照会された場合、再裁定が行われるのはいつか。

九 国民年金の納付率についてお尋ねする。

① 今年度の国民保険の納付率の発表予定はいつか。

② 今回の消えた年金問題による「ねんきん特別便」等の対策が多忙を極め、国民年金の納付率向上への対応策はほとんど講じられていないと考えられるが、今年度国民年金の納付率が上昇する見込みはあるのか。

右質問する。